

[事案 25-3] 死亡保険金支払請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定終了

※本事案の申立人は法人である。

<事案の概要>

保険料未納に関する通知を受領していないため、契約の失効に納得できないとして、失効の取消しおよび死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 2 月に契約した収入保障保険について、平成 24 年 8 月、被保険者（申立人の代表者）が、資金繰りに困り死亡保険金目的で自殺したが、平成 24 年 6 月に契約が失効していたことを理由に、死亡保険金（収入保障年金 15 万/月×2 年）が不支払いとなった。しかし、下記の理由により納得いかないので、失効を取消し、死亡保険金に年 6 分の利息を付した金額を支払ってほしい。

- (1) 保険料の未納があった場合、保険会社は、契約者に対し、相当な手段をもって未納の事実および失効の恐れを通知すべき義務があるところ、契約者はその通知を受領していない（＝保険会社は義務を履行していない）から、保険会社が契約の失効を主張することは信義則上許されない。（主張 1）
- (2) 仮に契約の失効が認められるとしても、被保険者は死亡保険金目的で自殺していることから、保険会社は失効の事実を通知していなかったはずである。当事者間には、契約終了後にも、互いに損害を生じさせないよう配慮し合うべき契約の余後効が信義則上認められるので、保険会社は、契約が失効した旨を通知する義務があるが、その義務を怠った以上、被保険者の死亡に基づく損害を賠償すべきである。（主張 2）

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 失効に至るまでに、当社は、平成 24 年 5 月分の保険料が未納であることを確認後、口座振替に関する案内通知を申立人住所宛に郵送している。その後、翌月においても、同年 5 月分および 6 月分の保険料が未納であったため、保険料未納に関する案内通知を契約者住所宛に郵送している。また並行して、当社から代理店に対して未納通知を行っており、申立人に対しては、代理店からも電話で保険料が未納となっていること、未納保険料の振込みがなければ、契約は失効する旨の連絡を行っている。
- (2) 失効後は、当社より復活案内通知を申立人住所宛に郵送している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、主張 1、2 ともにその前提を欠くものであり、申立人の主張を認めることはできず、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 主張 1 について

- ① 保険会社は、保険料を滞納している契約者に対しては、保険料が未納であること、これにより保険契約が失効する恐れがあることを通知するため、「保険料口座振替のご案内」「保険料未納のご案内」を送付している。後者の通知には、「保険料の払込みがないまま払込

猶予期間を過ぎますと、ご契約の効力が失われます」との記載（注意喚起）がなされている。

②保険会社作成の「時系列表」によれば、保険会社は、申立人に対し、「保険料口座振替のご案内」を平成24年5月に、「保険料未納のご案内」を同年6月に発送している。

(2)主張2について

①契約関係が解消された後に、申立人の主張する「余後効」が存在するか否かはおくとしても、保険会社は、失効した契約について、「復活」を促すため、「ご契約復活のおすすめ」を送付している。

②保険会社作成の「時系列表」によれば、保険会社は、失効後の平成24年7月に「ご契約復活のおすすめ」を発送しており、そこには契約が失効した旨が記載されている。

(3)なお、申立契約については、過去にも保険料が未納となったことがあり、平成24年1月に未納保険料が支払われていること、申立外契約については、平成24年7月に失効後、同年8月に復活保険料が支払われていることが窺われる。これらの事実は、保険会社が、保険料を滞納した場合には、申立人に対し、保険料未納の案内を送付して保険料の支払いを促し、失効後は、契約復活のすすめを送付して復活を勧めていたことを裏付けるものであり、保険会社が、本件についてだけ、このような通知を怠ったことは考えられない。